

公社造林地林産物販売（あやめの森）事業 仕様書

1 立木売買内容

- (1) 対象 立木（平成28年11月にプロット調査を実施）
 (2) 面積 15.55ha（別紙図面を参照）
 (3) 樹種・林齢 ヒノキ 46及び47年生
 (4) 本数 下記内訳書のとおり

※ プロット調査から算出した推定値であり、公社としては担保するものではありません。又それに伴い契約金額の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとします。

(立木本数内訳書)

胸高直径 (cm)	正常木 (本)	欠点木 (本)	本数計 (本)
16～18	1,568	30	1,598
18～20	2,178	17	2,195
20～22	3,807	154	3,961
22～24	3,317	148	3,465
24～26	3,202	39	3,241
26～28	1,960	12	1,972
28～30	904	73	977
30～32	652	—	652
32～34	230	—	230
34～36	51	78	129
36～38	35		35
計	17,904	551	18,455

2 遵守事項

落札者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 物件上空に高圧送電線が通過しているため、事前に関西電力(株)との連絡調整を行うこと。
- (2) 事業実施に伴い、法令等による規制がある場合はその許認可等を受けるなど、関係機関等の調整を行うこと。
- (3) 本物件内に売買区域外も含まれているため、作業着手時に、実施区域の確認を行うこと。
- (4) 事業実施に当たっては、一般交通や周辺施設等に損害等を及ぼさないよう周知看板等設置及び防護措置等を講じること。
- (5) 明認板の撤去及び廃棄処分を行うこと。
- (6) 公社造林地内に施設を設ける場合は、事前に公社と協議すること。
- (7) 売買物件以外の産物等を損傷しないよう配慮するとともに、影響がある場合は事前に公社と協議すること。
- (8) 本物件に隣接している民地等を使用する場合は、落札者が土地所有者等との調整を行うこと。
- (9) 作業において発生した伐倒木、枝条等については、次の各号に留意し、危険や障害を引き起こさないように処理すること。
 - ア 斜面での落下等の防止のための固定
 - イ 川、沢筋等への流入防止
 - ウ 完全な伐倒処理（かかり木状態にならないこと）
- (10) 事業完了時には、資材、ごみ等の散乱放置がないように跡地の整理を行うこと。
- (11) 今後の公社事業の参考とするため、業務実施後、素材生産費及び運材費、木材販売費、販売先等について、情報を提供する等の資料作成に協力をお願いします。